

高等教育の質・水準の保証のための実施基準

第6章：学生の学習達成度の評価

2006年9月

高等教育質保証機構

学生の学習達成度の評価

序文

1. 本書面は、英国高等教育におけるプログラムの設計、認可、モニタリング、見直しのための実施基準の第2版である。この基準は、高等教育質保証機構（QAA）の会員機関や英国で高等教育を提供している他の教育機関のガイダンス用に作成されたもので、「高等教育の質・水準の保証のための実施基準（Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education）」（以降「実施基準」と呼ぶ）の全体を形成している相関関係のある一連の書面のひとつである。

2. 当初、実施基準全体とそれを構成する10のセクションは、英国高等教育制度検討委員会・スコットランド委員会（the National Committee of Inquiry into Higher Education and its Scottish Committee）の報告書（the Dearing and Garrick Reports）に答えて、1998年から2001年の間にQAAによって準備されたものである。この実施基準は高等教育の質の保証のための英国内における全国的な取り組みを支援している。実施基準は、高等教育の質と水準の運営に関わる事項を網羅する制度全体にわたる原則（以降「指針」と呼ぶ）の包括的体系を特定している。実施基準は、教育機関が意識的に、積極的に、体系的に自らのプログラム・学位授与・資格に関わる質と水準を保証する際の信頼できる基準点を提供している。

3. この実施基準は、全国的に合意された原則と慣習を考慮に入れながら、各教育機関が自らの質・水準及び質保証制度の効率性を自己検証するための制度を有していることを前提としている。この実施基準の開発に当たっては、様々な有識者に対し広範囲な助言を求めた。

4. この実施基準は、例えば「2001年特別な教育ニーズ・障害法（the Special Educational Needs and Disability Act 2001）」のような関連法律に関わる法的要件を盛り込んでいない。ここでは、必要な場合は常に、教育機関が法的要件を満たすための最優先の義務を有していることを前提としている。しかしながら、実施基準の一部が法的義務あるいは同様の義務に関わる場合は、両者間の適合性を保証するよう努力がなされた。

5. 2001年以降、英国高等教育において数多くの展開があり、QAAは実施基準の個別セクションの改訂を開始するよう要請された。この任務を実行する上で、QAAは各セクションの構成を見直すことに決定した。特に、なぜ指針が重要と考えられるかの説明を用い、また実施基準に対する「チェックリスト」方式の場面を減らし、従来の「指針とガイダンス」という形式を「指針と説明」という方式に取り換えることを決定した。そうすることによ

り、QAAは、2002年7月の報告書「高等教育：負担の軽減(Higher Education: Easing the Burden)」に盛り込まれた「より良い規制タスクフォース (the Better Regulation Task Force)」の提言4 (Part 4) を達成するよう努めてきた。この改訂されたセクションは「欧州高等教育域における質保証のための基準とガイドライン (the Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area)」も考慮に入れて作成されている。

6. 従って、実施基準の改訂されたセクションは一連の指針と添付の説明から構成されている。指針は、高等教育界が質と学術水準の保証にとって重要であると特定した原則の主要項目を記述している。個別の教育機関は、各機関のニーズ、伝統、文化、意思決定などを考慮しつつ、独自の運営と組織的プロセスを通じて、指針によって求められた事項が効率的に達成されていることを実証できなければならない。添付の説明では、なぜ指針が重要であるかが示されている。

7. この実施基準は高等教育界によって保証されてきた良い慣習を記述したものである。QAAによる監査と見直しのプロセスにおいては、各教育機関は、固有の方針を開発、導入する上で、実施基準とその指針をどの程度考慮に入れているかが検討されるため、この実施基準は有益である。

8. 教育機関は、固有の方針を開発し、それぞれのニーズに応じて、学科レベルにおける実践に多少の柔軟性を許すための有用な説明を探ることができる。QAAチームが監査と見直しを実施する時、これらの説明は組織的な実践に関するQAAの期待の一部を構成するものではないと強調することは重要である。

9. 学部と学校の教員は、この実施基準の様々なセクション全ての詳細について熟知する必要はない。但し、各機関の教育方針、特に自分の責任に関わる部分については熟知するよう期待される。

10. 使用者の手助けのために、指針は、添付の説明無しに、実施基準の本セクション付表1に記載されている。

11. 実施基準の本セクションの初版は2000年4月に出版された。第2版の出版は、初版に含まれていたガイダンスを用いた教育機関の実体験を考慮に入れるため、この実施基準の更改を手伝って下さった教育機関のスタッフとの協議を経て作成された。

序論

12 高等教育においては、「評価」とは個人の知識、理解度、能力または技能を査定するプロセスを表わす。様々な目的に対応する多数の異なる評価方法がある。これらの目的には次のようなものがある。

- 通常は学生の学力向上に資するために学生にフィードバックを行うことで学生の学習を奨励すること。
- 学生の知識、理解度、能力または技能を評価すること。
- 学生の達成した学力を証明する成績点または評点を付与すること。成績点または評点は進級の決定に際し用いることもある。
- 個々の学生が、高等教育の要件の体系を含む、授与機関が設定した大学の水準および英国の規範を反映した適切な学力の水準に達していること一般社会（雇用者を含む）や高等教育の提供者に知らしめる。この中には実務の適用性やその他の専門的要件を満たしていることが含まれる。

13 学生を評価する方法は学生の学習に根本的に影響を与える。優れた評価の実務とは、モジュールまたはプログラムを終了するために学生は意図する学習成果を達成したことを実証する必要があることを確認する意図を有している。

14 広範な意図する学習成果を検証するため、学生がその能力や各モジュールまたはプログラムで得た学力を実証することを要求し可能とする、異なる学科の間で、また各学科内で様々な評価実務を実施することが期待され歓迎される。

15 学生は様々な異なる評価課題の目的と意味合い、そして特にモジュールまたはプログラム¹で意図する学習成果をどれだけ達成したか示すために与えられた機会を認識する必要がある。学生が各評価の結果が形成的または総括的な目的のいずれに使用されるか知ることが重要である（後述および付属文書2の定義を参照されたい）。

16 評価は通常、診断的、形成的または総括的であると解釈される（後述および付属文書2の定義を参照されたい）。評価プロセスは、これらの評価目的の複数を目的とすることが可能でしばしば実際に目的としている。例えば、モジュールの期間内に提示される評価の構成要素は、学生が次の評価でその成績を向上することに資することを意図する形成的フィードバックを提供することができる。モジュール終了またはプログラム終了時の試験またはその他の評価は通常、学生が達成したレベルに関してなされる総括的判定となる。しかし判定に対するフィードバックは、またプログラムまたは別のプログラムの後で行われる評価で学生の役に立つ形成的な目的を意図することもある。

17 「実施基準」の本節は、評価の本質と目的に関する上記の説明が広く了承されたことを前提にするものである。優れた評価実務を確認する意図で以下に指針を示すが、高等教育の提供者がどのようにこれらの指針を実施するか、その方法を規定する意図はQAAにない。附随する説明文は論拠を示すものであり、さらにいくつかの事例では指針を裏付ける

ためである。事例を示した場合は、その目的は理念を説明することで、さらに状況と学科そして評価する学生に応じて優れた実務であると思われる例に言及するための場合もある。これらの事例はチェックリストを作成することを意図するものではなく説明する理念を例示するため選んだものである（前文の項目5と6を、そして8も参照されたい）。

1

「モジュールまたはプログラム」という語句をプログラムの一部または一つのプログラムを表すために本文書全体を通して使用する。プログラムの一部とは、モジュール・コース・ユニットの集合、一つのモジュール・コース・ユニット、または一つの要素、すなわちモジュール・コース・ユニットの構成要素となる場合がある。

18 本文書を利用するに際して、各教育機関は「実施基準」のその他の節、特に

- 第1節： 大学院の研究プログラム
- 第2節： 共同プログラムの提供および柔軟な分散学習（Eラーニングを含む）
- 第3節： 障害のある学生
- 第4節： 学外試験
- 第5節： 大学審査請求と学生の苦情
- 第7節： プログラムの承認、監査および審査
- 第9節： 職場体験学習
- 第10節： 高等教育への進学

さらに

- 事前学習認証の指針
- プログラムの仕様作成の指針
- 高等教育要件の体系、
を参照することが必要になる。

19 「実施基準」の中の本節は、授業モジュールとプログラムだけに適用するものである。

「実施基準、第1節： 大学院の研究プログラム」は研究生の評価に関するセクションが含まれる（指針22から24）

指針と解説

一般原則

1

自らの名の下に授与する学位の学術水準に責任を負う機関として各教育機関は下記の事項に有効な手順を有している。

- i プログラムおよび学位の評価の方策を策定、承認、監視そして審査すること。
- ii 各学位および学位の要素に対する基準を適切な水準で設定し維持し、これに照らし学生の成績(能力)を正しく判定する、厳格な評価方針と実務を実施すること。
- iii 効果的な学習を促すことにもなる評価の実務を通して、教育水準がどれだけ維持されているか評価すること。

自らの方針と実務がこのような方針をどれだけ反映しているか検討するうえで、各教育機関は、教育基盤のその他の要素、すなわち学科別基準、高等教育資格およびプログラム仕様の指針を検討することが有用であると思われる。さらに例えば、専門、公的または規制機関（PSRB）が提供する助言など、学科に関連する外部の指針にも関連している。

評価実務の評価を行う頻度および規則性は各機関が定めるものである。これらは毎年の監視プロセスの一環として、または機関内部の定期的な審査に適宜行うことができるかも知れない。

実務が上記の方針と矛盾することがないようにするための方法には次のことがある。

- 評価の実務がこのような方針を支えることを保証する責任は機関の中のどこにあるか明らかにすること。
- 各学科レベルで、評価のタスクと関連する基準が、学生の、各モジュールとプログラムで意図する学習成果の達成度合いを測るうえでどれだけ有効か評価すること。
- 各学科および機関のレベルで、評価の方針と実務が必要に応じて PSRB の要件を含む、評価の外部の展開に対応していることを確認すること。
- 学生の学力と学術水準を繰り返し監視し比較する仕組みを適所に有すること。
- 成績の傾向を分析すること。例えば、成績点、評点または（優等）学位の分布を分析したり学生の入学資格と評価の結果の間の関連性を識別すること。

2

各教育機関は明確かつ有効で信頼のできる評価の方針と手順そしてプロセスを公表²し実施する。

評価の形式が大いに異なることにはもっともな理由がある。理由の中には、再評価を含む各種の評価が意図する学習成果を正確かつ公平に検証できること、学習する学科、学習方法そしてそのモジュールまたはプログラムを選択した学生に適切であることを確保する必要がある。どの評価方法を用いるか決定する際には、教育機関、学部そして学科は、どのようにして次の事項を行うか検討することが有用であると思われる。

- 評価に関する情報とガイダンスを明確かつ正確ですべてのスタッフ、学生、試験または実務の提供者、鑑定者および外部の検査人が入手できるようにして、採点の実務の矛盾する可能性と認知された公平性の欠如を最小限に抑えること。
- 用いた評価の範囲と種類が適切に意図する学習成果として識別できる知識、技能そして理解度の達成度合いを測定する。各評価が学生が学科および一般的技能の両方について意図する学習成果をどれくらい満たしているか実証することができることが重要である。

2

本文書において「明らかにする」という用語は、方針やガイダンスをただ入手できるようにするのではなく、それらを知ることが必要な人々に公然と訴えることを意味している。

- 評価が各プログラムの中で各学習者に対し公正に実行されること、そして評価の方針と原則が首尾一貫して適用されることを確保すること。合意した評価基準、採点方式および監査をプログラムの異なるレベルまたは段階で、学術水準を維持するためどのように用いたかを示すことは公平な評価プロセスを実証するうえで有用であると思われる。
- 書式の種類を問わず成績点が正確に記録されたことを、転記間違いを避けるため検証すること。

学生の学習への寄与

3

教育機関は効果的な学習を促進する評価実務を奨励する。

学生が、モジュールまたはプログラムで意図する学習成果をどれだけ満たしているか示すことを可能にする、様々な学科にまたがる形成的評価方法と総括的評価方法の双方に多数の例がある。

学生の学力に重点を置いた評価を策定することを支援するため内外の専門知識を入手できるようにすることで教育機関はスタッフに様々な異なる評価方法を活用するように促すことができる。学生およびその教師が知識、理解度、能力または技能におけるギャップ（隔たり）を認識しなければならない状況がある。意図する学習成果と採点基準はそれゆえ学術水準に達するための要件と必要に応じ進級のための要件を考慮に入れる。

学科の中には、健康安全規則が十分に通じること、または PSRB の要件を満たすことを必要とするものもある。例えば、臨床的能力を判定しているプログラムでは、評価には、開業医として医業を営み一般市民を保護することへの適性を保証する意図がある。

学生の学習に寄与する評価の例には次のものがある。

- 学生が（スタッフまたは仲間からの）形成的フィードバックを次の評価において成績を向上するため応用できるように「フィードバックの輪」を評価課題へ盛り込むこと。
- 学生にあるテーマを研究させその研究に基づき成果物を作成させる拡大課題などの評価課題を設定すること。
- ペアまたはグループで他の学生の研究について建設的に批評をする、正式な授業の中で仲間の学生による評価活動の活用。この手法で学生は評価基準を理解し、次のようないくつかの方法で学習を深めることができる。
 - a) 他の学生が評価課題（構造、内容、分析）へ取り組んだ方法に学ぶこと。そして
 - b) 他の学生の研究から学ぶこと。これにより自らの研究の成果を評価し検証することで改善を図ることを学生に促すことになる。

仲間が行う評価活動は実習や大人数または少人数の授業を含む様々な学習の状況で活用することができる。

- 内省的な報告書、またはその他の種類の学生の自己評価
- 成績についてフィードバックの一部を学生に提供する際に、例えば雇用者、患者または依頼人を関与させること。
- 必要に応じてプログラムの他の部分からの学習を反映し統合することを奨励しながら、学生が個々の学習ニーズを考慮した様々な評価方法を体験することを可能にすること。状況によっては総観的な評価もこれらの目的に寄与すると思われる。

- 口頭の試験を行う場合に、演習を行い建設的なフィードバックを受ける機会を学生が与えられること、そして練習とフィードバックは学生がその研究を改善することができるように、また必要な場合には、その議論（主張）を効果的に提示する個人の能力を開発することができるように、調節することを保証する。
- 評価実務の評価に学生を関与させること。

「実施基準」の本節は、評価の前向きな側面と学生の学習を支えるために評価を活用することに重点を置くものである。しかし評価の結果として学生が意図する成果に達していないことを示す場合があることも重要である（前述も参照されたい）。不可の判定は学生の能力を向上させることになる適切な助言を伴うものであれば、学生の学習を支援するため前向きに活用することができる。

評価は特別な才能を含む学生の学力を認知することを目的とすることが重要である。合否評価以外に、学生の成績を識別するために採点基準を活用することができる。以下に述べる指針9には上記の中に関連するものがある。

評価委員会と試験委員会

4

教育機関は評価委員会と試験委員会の組織、手続き、権限そして説明責任に関する有効で明確かつ首尾一貫した方針を公表し実行に移す。

両委員会は、誰に対して説明責任を負うかについても含め、その権限の範囲を認識しなければならない。関連する機関の指導を受けることで、当該委員会の決定が当該機関およびその他の方針、手続きとプロセスに合致していることを確認することもできる。両委員会は当該機関が授与すべき資格について定めた規定を適切に参照すべきである。考慮すべきその他の要件にはPSRBの要件がある。学生やスタッフが簡単に手に入れることができる、関連するあらゆる方針、手続きそして規定を適切で分かり易い言葉で作成することも重要なことである。両委員会はこれらの目標を念頭に入れて構成し運営すべきである。次の点に配慮することも目標を達成するうえで有用と思われる。

例えばモジュラー制度などでは、異なるレベルまたは段階の評価委員会および試験委員会があることがよくある。このような委員会が複数ある場合には、当該各委員会の権限と責任を明確に定める必要がある。例えば、ある学科の委員会は、モジュールの評価として受ける成績点または評点を決定する責任を負い、それに続く教職員の委員会がプログラムの次の段階への学生の進級または最終結果に対し成績を反映させるか決定することも可能と思われる。

一般に、内部と同様に外部の評価委員または試験委員も評価した学生の結果を検討する評価委員会または試験委員会の会議に出席することが要件とされる。これらの要件を明確にして評価委員、試験委員、両委員会学科の長等など関係者すべてに理解させることが全員の利益にかなうことである。評価委員・試験委員について委員会に出席する要件を免除する例外的状況を明確に示し会議の前のすべての関係者に知らせることが通常は重要であると考えられる。欠席した評価委員・試験委員の意見を考慮することができる臨時の手筈を適切に備えることも重要である。

機関の1人以上の内部メンバー（評価を運営する学内のユニットから独立した）が委員会に出席することも当該機関の方針にする場合には、かかるメンバーの役割と貢献に関する明確な指針を与えることがメンバーにとって有用になると思われる。例えば、機関の方針と規定に関する専門家として独立した者を出席させることも可能である。

評価の決定を確認する場合に生じる可能性のある利害の衝突に配慮して、評価委員ならびに試験委員には評価している個々の学生に関する個人的な利害、関与または関係を明らかにする十分な機会が必要とされる。

教育機関が評価委員会ならびに試験委員会に関して指針を与えることを検討したい点には次の事項がある。

- 採択する決定を有効とするために必要な内外の委員の出席者の最低人数とかかる人数に満たない場合の処置
- 学生を匿名とすることで評価を決定する場合の公平性が向上するか否か。
- するとした場合、評価委員会ならびに試験委員会の会議では学生のどのような成果物を用いるべきか。
- 各委員会が正当に裁量権を行使できる状況およびその裁量権の及ぶ範囲。学術的な裁量権を行使することが適当である状況について機関のレベルでガイダンスに示すことができれば、裁量権を首尾一貫した形で運用するために有用であると思われる。例えば、ボーダーラインにある場合の処理（後述の指針7も参照されたい）、またはある特定のプログラムの学生の成績のバラツキに考慮することなどである。酌量すべき悪い状況の影響を受けた可能性のある評価結果を持つ学生について提供された証拠の取り扱いについてもガイダンスにその助言を含むことが有益であると思われる。
- 各評価委員会ならびに試験委員会の手続きおよび決定を継続して明らかにして適切に記録することの重要性。両委員会の議事録を付けることが優れた実務と見なされるかについてはいくつかの理由があるが、その中には、機関の方針と指針の枠組の中で首尾一貫した運営を図りプログラムの規定に配慮していることを自ら保証することができるようにする必要性や前述の学術またはその他の裁量が行使された状況を含む意思決定の詳細を調査することができる重要性ならびに苦情や請願に対する検討結果を告知する完全かつ正確な記録の重要性がある。

（「実施基準 第4節： 外部の試験」も参照されたい）。

評価の実施

5

教育機関は、厳格、誠実かつ公平に、またセキュリティーに十分配慮して評価を実施しなければならない。

評価の実施に関するあらゆる側面を網羅した明確な方針と規定がこの指針のカギとなる。このような指針があれば各学部および各学科は当該機関の評価手順の要件をどのようにすれば満たすことができるか知ることができる。一方で各学科のレベルで適当な柔軟性を保つことを可能にする。

例えば、公平性と学術水準を維持するため、教育機関は、様々な形式の評価資料に適用することが可能と思われる、酌量すべき状況（指針4参照）を取り扱う手順について機関全体で一貫性を確保することが望まれる。各学科レベルで適当な柔軟性を認める必要性については後述の指針8で扱う。

本指針に関する手続きの問題に関する説明を評価の実施を管理する機関のガイドラインに含めることができれば有用である。この中には例えば次の事項が含まれる。

- 特別な評価の手筈が必要な学生（例えば、失読症のある学生）をいつどのように受け入れるか。
- 試験監督者に対する指導を含む、試験監督を実行する方法。
- 評価される研究の提出期限をどのように設定し守るべきか。また守られなかった場合にどのような罰則を課すか。
- 例えば、実務研修の間、または学生が海外の交換プログラムから戻ってきた場合、または別の教育機関における研究など、異なる学習事情に基づく評価の結果をその他の評価結果と適切に統合する方法。
- 評価する研究を保持する方法と保持する必要がある期間。

「実施基準、第2節：共同プログラムの提供および柔軟な分散学習」や（含むEラーニング）、Joint Information Systems Committee（共同情報システム委員会）の記録管理方針、そしてQAAの*prior learning*に関するガイドライン、とあわせ後述の指針16も評価の厳格性、誠実性、公平性そしてセキュリティーに関係がある。

評価の分量とタイミング

6

教育機関は、意図する学習成果を学生が達成していることを有効かつ適切に測ることができる評価の分量とタイミングを確保しなければならない。

評価課題の数量と時期を決定することは目的に適った評価を策定する仕事の一環として行うことである。教育機関は特に学生が複数の学科を同時に学んでいたり共同プログラムを選択している場合には、学生やスタッフの衝突や過度な評価の負担を避けるため再受験を含む、評価の期限を調整する方法をよく検討する必要がある。時宜を得た形成的評価について本書の別の箇所でも検討している（指針3を参照されたい）。

総括的評価は学生に様々なレベルと段階で意図する学習成果を達成した程度を示す十分な機会を提供するものである。そのため早計な総括的評価を避け学生に自分の学習を十分に発達させ知識に統合するための十分な時間を与えることが有用である。こうすることで学

科の知識と理解度を深めることができ、意図する学習成果に寄与する、個々人の知的または実用的な技術を発達させることができる。

本指針を観察するうえで、教育機関は次の事項を検討することが有用と思われる。

- 正規の授業を含むカリキュラムの編成と実施をどのようにして、意図する学習成果の達成程度を学生が適切に計画した評価を通して実証する機会と関連づけるか。
- 総括的評価の分量が過多になることを防ぎ、特に形成的評価を通して学生の学習を支援することに重点を置く方法
- 一方で効率化を図り、同時に学生とスタッフの評価に関する負担が妥当なもので過多にならないようにしながら意図する学習成果を確実に評価する方法、および学生が達成した程度を示す十分な機会を得られるようにする方法。
- 個々の評価の時期と、必要に応じ評価相互の関連性、および全体的なプログラムの評価との関連性について明確な情報を学生が入手できるようにすること。共同または合同プログラムを選択した学生が、単一の学科を選択した学生に比べより分量の多い評価を受けないようにチェックすることは過負担を避けることに役に立つ。
- 学生が評価を受ける前に学習について反省する十分な時間を与える必要性。特に重要である。実務への適合性を問う職業プログラムでは技能を演習する機会を学生に与えることが特に重要である。
- 学生の成果物を採点する者が満足にその作業を完了するために十分な時間が与えられるように、学生が評価課題を終了した時点から学生または教育機関のいずれかから結果が求められる日までの間の時間（期間）を検討すること。このことは最終的な結果が関係する場合に特に重要である。

採点と評点の方式

7

教育機関には透明で公平な採点と成績点の監査の仕組みがある。

明確な評価基準、さらに必要に応じて採点方式を公表し用いることは、採点が全ての学科に公平かつ首尾一貫して行われることを確保する際のカギとなる要因である。重要な原則は、学生と採点者が評価基準または各課題を採点する際に用いる方式を認識し理解していることである。

外部の審査および採点の監査に関連する指針ならびに解説を「実施基準、第4節： 外部の審査」に記述している。

内部監査は、試験者が首尾一貫した評価基準を適用し、学生が達成することを期待される学術水準について共通の理解が得られていることを保証する場合に重要である。監査証明

は内部の手順の重要な特徴である。様々な内部監査の方法があり特定の状況におよそ適用される。場合によっては、監査が、おそらくボーダーラインにある場合に焦点をあて特定の学生の一群から、代表的な数のスクリプトを抽出するのに限定されることもある。また監査が二重採点または2度目の採点を必要とする場合もある。

採点および監査に関する方針と手順を策定する際に教育機関が考慮することが望まれるいくつかの要因を以下に記述する。

- 学部および学科のレベルでの成績点および評点が適切で同等なものであるように確保する方法。学生の成果物を評価する際に、正確な数値による成績点または評点ならびに成績点の幅のいずれを用いることが望ましいか個々の状況について、機関のレベルのガイダンスで示唆することができる。
- ボーダーラインにある成績点または評点をどのように定義し処理するか明確な指針を示す必要性。
- 匿名に基づく採点が適切な状況とこのような採点が現実的または不適切な場合（例えば、研究に基づく評価の場合または実技の場合）。プロセスのどこで匿名で終了するかに関する助言は通常、当該機関の本題に関するガイダンスに記載される。
- 二重または二回目の採点をすべき場合とどのような手法をとるべきか、例えば2日目の採点者は通常最初の採点者のコメントまたは採点を入手できるようにすべきか否か。また二重または二回目の採点が行われたことを示すことの重要性を強調すること。
- 内外の試験者がより大きな人数の学生グループから評価を抽出した場合に用いる方法
- 内外の監査が最初の採点に異議を唱えた場合の、採点の内部監査および検証そして取るべき手順を規定し記録するプロセス
- 比較を促進し基準に関する証拠を提供するための採点および採点の傾向の分析を行うことの有用性。毎年の監視プロセスの中にこのような分析を盛り込むことが適切であると思う教育機関があると思われる。

8

教育機関はプログラムのある段階から次の段階へ進級するため、そして学位に必要な要件を定める明確な規則および規定を公表し実施する。

学生、スタッフそして試験者が、プログラムにおける進級やプログラム全体の結果への貢献に与える影響を含み、評価の結果がどのように利用されるか認識することが重要である。プログラムの各段階を及第し（必要に応じ）次の段階へ進むために必要な成績をプログラムの初めに学生に明確に提示し説明することが必要である。この目的とするところは、個人の成績点が進級および最終的に当該プログラムを修了する能力に与える影響を学生が理解できるようにすることである。

モジュール制度では、個人のモジュールの合否がその学生の別のモジュールを選択する適格に与える影響および進級および修了に対する全体的な意味合いを明確にすることが重要である。

各教育プログラムまたはプログラムの一群について教育機関は、個々の成績点または評点を結合し最終的なプログラムの成績点とする、公平で分かり易い手順を適切に定めることを検討することが望まれる。このような手順は学生、スタッフおよび試験者にとって透明性が確保され簡単に入手可能であり、教育機関がその信頼性と有効性を保証するため事前に評価されたものである必要がある。

進級および学位授与のため機関を横断して成績点を合体する場合の首尾一貫したアプローチを持つことがすべての学生に対する公平性の原則と学術水準を維持することに寄与する。実技をベースとする学科を含む、様々な学問分野のニーズと採点の慣行を反映するため各学科レベルで柔軟性を確保することも適切と思われる。この中には各学部または各学科が最終的な学位の評価に至る評価点を決定することを認めることが含まれる。このような柔軟性は教育機関が定める包括的な規定に盛り込むことが可能な場合がよくあるが、それが無理な場合には、機関の異なるレベルの承認を得ることが公平性を図る意味で有用である。概略を前述した方法による処置を首尾一貫して取ることで教育機関は、各学問分野を横断して同様な方法で学生の学力（成績）の同等な水準を認識することができる。

機関およびプログラムのレベルのガイダンスで次の事項に言及すれば本指針を実施に移す場合に有用である。

- 教育機関の規則および規定で認められた場合に、学生に対する、あるプログラムの総合的な及第評価にそのプログラムの中で部分的に不可を認める許容程度。モジュラー制度では、ガイダンスで核となるモジュールと選択的モジュールを区別すること、そして PSRB を満たすために及第しなければならないモジュールの詳細を説明することが有用である。学位を授与する学生はそのプログラムの意図する学習成果を達成していること、または上回った成果を挙げていることが重要である。
- 学生に学位を授与するか否かの決定に寄与する得点の程度を定めること。
- 認める回数と時期およびそれに伴う手続きを明確にして追試または再提出を何に基づいて行うことを可能とするか。例えば、再試験、論文の再提出、研究ベースその他の実技の評価の再現または口頭試験の再実施など。
- 追試または保留した評価に基づき取得できる成績点、評点または学位のレベルに対する制約を含む、特別な評価の条件または罰則とあわせ評価を保留または完了しない場合の規

定。このような規定に病気その他の事情による欠席を理由として認める進級または授与する学位を含む、様々な事情を網羅することが有用である。

学生に対する成績に関するフィードバック

9

教育機関は、学習を助成し向上を促す一方で評価の負担を増やすことのない方法で、評価した研究成果物に関する学生に適切で時宜を得たフィードバックを提供する。

各種の評価に関して学生に十分な建設的でタイムリーな成果物に関するフィードバックを提供することが良き慣行と言える。タイミングは重要である。学生は研究に関するフィードバックを活用できる時期で提供を受けたフィードバックから利益を得ることができ、例えば、モジュラーの終了時ではなく期間中であれば、おそらくかなり注目すると思われる。

教育機関は、学生の研究に関して学生にコメントを提供している際にスタッフが効果的に学生の時間を使う必要性にすでに気を配っている。スタッフの努力を学習プロセスの間、フィードバックを提供することに集中させることは、最終的な評価に反映できるように学生の学力を向上させる方法について学生に助言を与える付加的な利益をもたらしている。

異なる目的に異なる形のフィードバックをどのように活用できるか健闘することは有用であると思われる。例えば、学生は、教師、個人的な教師、仲間そして必要に応じて実践者を含む広範な関係者からその研究についての建設的なコメントを受け取ることができれば役に立つと考えているようである。学生に自分の学力を熟考するように促し、さらに他者のフィードバックを受けることは、特に自己評価の機会がモジュールまたはプログラムに統合されている場合には、学習プロセスの有用な一環となりうる。

グループ全体から学ぶことで個々の学力を向上させ手助けをする方法で学生に一般的なフィードバックを提供することも可能である。例えば、グループに設定された評価課題について個々の学生に対してなされたすべてのコメントの要約を匿名で利用できるようにすることは、特に、コメントが学習成果と評価基準に明確に関連している場合は、各々の学生が自分の研究を改善する方法について考えることを助けるものである。スタッフの時間を無駄にせず役に立つフィードバックを学生に提供することができる別の方策として、進級の例と改善を求めるスタッフの期待を示しながら異なるレベルで評価した成果物を匿名で公表することがある。

学生のフィードバックに対する必要性を満たすうえで、次の事項を検討することが役に立つと思われる。

- 学習プロセス（前項参照されたい）の適当な時期と、評価課題を完了してからできるだけ早い時期にフィードバックを提供することの望ましさを度合い。
- 学生が期待することができるフィードバックの内容と範囲とフィードバックは評価した成果物の返還を伴うか否かを明確にすること。また定時制や遠隔地で学ぶ学生の特有のニーズを考慮することも重要である。
- 改善すべき領域や達成したことを賞賛する点を学生が確認できるようにするために、意図する学習成果と評価基準に関連したフィードバックを含む、返還する成果物に対するコメントを有効利用すること。
- 書面によるフィードバックを補うか、またはこれに代わる手段としてのグループまたは個人をベースにした口頭でのフィードバックの役割
- モジュールまたはプログラムの中で、スタッフのメンバーが学生に対してその成果物に対するフィードバックを提供し続けることがもはや適切でない点についてガイダンスを提供すること。このことは通常、学生が論文の提出やコースワーク（教科学習）の課題の提出といった総括的評価に向けて取り組んでいる場合である。

スタッフの育成と研修

10

教育機関は、学生の評価に関わるスタッフ全員がその役割と責任を担うに相応しい能力を有していることを保証しなければならない。

協力関係にある教育機関における場合を含み、スタッフを育成する機会は重要であり、多くの異なる形式で提供することが可能で、評価実務を変更することが学生の学習により力を入れること、あるいは学生の成果物を評価することに費やすスタッフの時間の効果を最適化することが可能であることを示すために用いることができる。学生が自分の関心事（例えば、課題として話題またはタイトルを選択すること）に集中することを可能にする評価課題を策定することは、モジュールまたはプログラムの学習成果を達成したことを示すことを可能にし、両方の目的を満たすことに有用である。

教育機関が直接または間接的に提供する評価実務における成長する機会の目的の1つに、スタッフが形成的および総括的評価の異なる要件や目的を評価することができるようになることがある。このような機会は、前述の指針3で概略を述べた目標のいくつかを考慮して、異なる学問分野の各分野で異なる学習成果を評価するために適切な評価課題を策定することを対象にすることも可能と思われる。

育成の機会は、次のことに活用することができる。

- 評価の理論と実務そして教育機関で実施することに対する理解を深めること。役に立つ成長の機会、形成的および総括的評価の異なる目的を調査すること、意図する学習成果を検証することそして学生に有意義で時宜を得たフィードバックを提供することの重要性を含む、関連する学科の学問分野における効果的な評価実務を盛り込むことが可能である。
- 盗用その他の不公正な実務の機会を最小限に抑える評価を策定することの重要性に対するスタッフの認識を高めること。
- スタッフが評価課題を学科と意図する学習成果に適切にマッチさせ、優れた慣行を学問分野と教育機関の中で共有することができるように能力と目的適合性を重要視すること。
- スタッフが既存または従来の方法を運用する最善の方法にあわせ評価への新しいアプローチについて学ぶことを可能にすること。
- 文化的な相違やこれらの相違が学生の評価に対する認識や評価課題を首尾よく履行する能力に与える影響について認識を深めるように促すこと。
- 新しいスタッフや他の学生の評価に参加する大学院生そして査定者となる実践者、受連スタッフおよび新しい職責を担うスタッフに対して評価実務の展開を提供すること。この中には、スタッフが”Higher Education Academy”（高等教育アカデミー）または同様の組織が直接あるいは当該機関を通して提供される、専門的な教育水準に貢献することを目的とした活動に参加するようにすることが含まれる。学生の評価に関与する協力関係にある教育機関のスタッフを展開のイベントに招けば喜んで受け入れると思われる。
- 評価手順やプロセスに参加する全て関係者の研修のニーズを満たすこと。規則の解釈、評価に関する会議の議長を務めること、そして必要に応じて評価委員会の記録を取ることが対象とすることがあると思われる。学生の評価に関与する、協力関係にある教育機関のスタッフも研修や展開のイベントに招けば喜んで受け入れると思われる。

研究と評価³の言語

11

教育と評価に使用する言語は、通常同一である。もし何らかの理由で、これが無理な場合には、教育機関はその結果としてその教育水準が危険にさらされることのないようにしなければならない。

通常用いている言語以外の言語による評価を認める場合、その教育機関はその名の下でも設定する学位の学術水準を自信を持って保証する必要がある。教育機関が、授業や研究に用いる言語以外の言語で評価を行うことを認める事情には、教育の提携または共同プログラム、特に海外で提供する教育に関連するプログラムが関与している。さらにこれらの事情にはイギリス手話言語を使用している場合が含まれると思われる。

「実施基準、第2節：共同プログラムの提供および柔軟な分散学習（Eラーニングを含む）」でもこの問題をその序文の中で「研究と評価の言語」という表題で扱っている。

学生から教育で使用した言語でない言語で評価を行う要請を受けることを予想して、教育機関は、そのような場合の評価の明確な基準を発表することが有用と思われる。このような基準には、要請を行うことが可能な時期に関するガイダンスを含めるべきである。要請が認められた場合には、その学生の成績証明書にその旨を記載することが重要である。

基準を設定する際に考慮すべき重要な要因には、学生の教育と評価に関与するスタッフが当該言語に基づいた、必要な学科の知識と専門知識を有していることを確認すること、また適当な外部の試験者を特定し指名することがある。ガイダンスでは、さらに試験における辞書などの参考手段の使用許可に関する機関の方針も対象にすべきである。

³ 本指針は、ウェールズ語法（1993年）に規定する要件に従う高等教育機関には適用しない。これらに機関には、授業で使用する言語とは別の言語で行う試験及び評価の有効な実務のための、ウェールズの高等教育機関を対象にしたガイドライン」（QAA 038 2003）がより適切な指針を提供してくれる。

評価課題の成果物を翻訳することが必要になることで不利または利益を受けることがないようにすることも優先事項の一つである。できる限り翻訳を避けることが最善の策である。必要な場合には、評価結果の信頼性と有効性を保証する仕組みが必要とされる。

専門機関、公的機関および規制機関の要件

12

教育機関は、PSRBの要件を満たすことが必要な特定の評価結果またはその他の基準についてスタッフと学生に明確な情報を提供する。

学生の資格を認定するPSRBの要件を入手しやすくするため、インターネット上の資料を含む、いろいろな媒体で入手できる明確な情報を入手することで学生は利益を受ける（前述の指針8も参照されたい）。

応募者と学生は、自分が応募あるいは登録しているプログラムにPSRBの認定が与える影響についてできるだけ早く情報を得る必要がある。知ることが必要と思われる情報には、必要に応じて、関連するPSRBの要件を満たすために及第することが必要なモジュールとそのレベルを含む、認定の基礎となる正確な条件が含まれる。教育機関がPSRBの認定を

申請中の場合、関連したプログラムに登録している応募者と学生はこのことを承知していなければならない。学生と申込者にはまたこのような認定の申請の結果を知らせなければならない。

「実施基準、第10節： 高等教育への進学」もこの指針に関連がある。

PSRB の認定に関連する状況について海外の応募者にできるだけ早く注意を喚起することが必要である。例えば、プログラムは英国で実習を行う学生だけを認定すること、あるいはその他の PSRB の条件が適用されることもある。例えば、実習が様々な専門的、法律あるいは政治的な状況に関連がある場合などである。

必要に応じて、応募者と学生に、認定に必要とされる研究（成果物）の量や認定にまでに要する時間などの質問に関し情報を求めて接触する PSRB の関係連絡先を知らせることが有用と思われる。また直接連絡することが不適當な場合についても忠告することが必要である。

さらに教育機関は、例えば「実施基準」の本節など関連する高等教育の基準を PSRB に認識するように促すことも有用であると思われる。

実習に基づく学習が認定プログラムの一部をなす場合には、誰が職場実習の期間、自分の実習を評価するのか、さらに必要に応じて、このような評価が自分の全体的な結果（成績）にどのように反省するのか、個々の学生が了解していることが重要である。「実施基準、第9節： 職場体験学習」でも、職場体験学習についてさらに参照されたい。

教育機関は応募者に対して認定機関の基準を満たすことが必要な要件と認定プログラムを修了した後に期待できる内容について前もって知らせることで入学希望者の助けになることができる。

評価規定

13

教育機関は規定が目的に適うものであることを確認するために定期的に見直し、必要に応じ修正する。

評価の優れた慣行とは、学科および大学教育のニーズを反映するものである。ニーズが変化した場合、教育機関や環境に適した審査プロセスを通して関連する評価が依然として適切であることを検証することが望ましい。例えば、プログラムの構成や提供する方法に変

更があった場合は、形成的評価と総括的評価のバランスを変えることが妥当であるかも知れない。外部の環境の変化、例えば新しい法制または専門的な実務の変化、もまた評価規定の見直しを促す可能性がある。いずれにせよ、教育水準の維持を図り、個々の学生の公平性を向上させるため規定またはガイドラインを見直す必要があると思われる。大幅な変更が予想される場合には、可能な限り広範な人々を評価規定を見直すプロセスに関与させることがその妥当性を確保するうえで有用であると思われる。

教育機関がこれに関連して考慮することが望まれる要因には、次のものがある。

- 評価規定を見直すことが妥当な場合、通常見直しを必要とするだけの状況。教育機関において誰がこの規定を見直すことに責任を負うか、さらに通常採用すべき手順。
- 提案した変更をスタッフ、学生、外部試験機関および関係する PSRB と必ず議論すること、そして協議をどのように展開するか決定する必要性。

評価規定に変更を定める予定を決める場合、変更が現在の学生へ与える影響と、このような変更に影響を受けるプログラムにすでに登録している学生へ適用すべきか教育機関が検討することは有用と思われる。学生にとって明快であることが必須である。

変更は通常学生に利益をもたらすか、あるいは中立でなければならない。しかし新しい規定が既存の学生に不利益になる場合には、その影響を最小限に抑えるべく注意を払わなければならない。

評価における学生の行動

14

教育機関は、学生に対して評価に関して学生として正しい行動と取ること、そして自らの責任を認識するように努めるよう促す。

学生は、評価の当事者として自らの責任に関する情報とガイダンスを受けることが有用である。例えば、この中には次の事項が含まれると思われる。

- 学生に学内の不正行為の結果（結末）について周知徹底すること。学生が不正行為を対象とした規則に同様の違反をした場合に、異なる学科または学部の学生が異なる扱いを受ける可能性を避けるため教育機関全体で一貫して手続きが適用されることが重要である。例えば、実務の適応性が関係するプログラムなど特定の学問分野では学内の不正行為の学生に対する結果が必然的に厳しくなることがある。
- 研究への参照、引用そして、例えば、盗用の疑いを避ける必要を明確にすることなど、学内の優れた慣行を促進する助言の容認された容認可能な種類

- 擬人、本人の手にならない成果物の提出を含む、不正な活動を防止するために取ることが可能な措置。例えば、教育機関は正規の試験における不正行為を防ぐための管理手順を適切に設けなければならない。さらに不正行為の機会を減らすための評価を策定することが有用と思われる。
- 例えば盗用、共謀、擬人そして承認できない資料（守秘義務に違反する資料、あるいは適切な承認を得ずに電子的情報源からダウンロードした資料を含む）の使用を含むあらゆる形式の不正行為など評価に関する学内の不正行為の定義（そして結果として適用される罰則）。

評価決定の記録、文書化および伝達

15

教育機関は、評価決定を正確かつ体系的に記録し文書化し、関連した評価委員会と試験委員会の決定をできるだけ速やかに伝達するようにする。

評価プロセスに関与した関係者は誰でも、その結果をいつ、どこで、どのような方法で入手できるか知っている必要がある。誰がいつどのような方法で自分に結果を提供してくれるのか学生が分かっていることが特に重要である。そのため評価決定を伝達するプロセスを明確かつ明解にする必要があり、学生は自分の結果について説明が必要な場合に誰に連絡をとるべきか知っていなければならない。

正確と公正を期すために、教育機関は次の事項を提供することが有用と思われる。

- 評価決定の計算、チェックと記録に関与する関係者の職責を明示した文書。
- 評価データの電子記憶または電送を利用する場合のバックアップシステム。
- 個々人の評価判定に関する情報へのアクセスに関する明確な方針。

学生に対して評価結果を明らかにする場合、その結果が最終的なものかどうか、あるいは、その決定が外部審査官からの情報を盛り込みこともある評価委員会や試験委員会の確認をこれから受けるものかどうかについて明確なガイダンスを持つことが有用である。学生に対して暫定的な結果を提供する場合は、その結果の位置づけ、そして最終的でない場合にはいつどのような方法で承認されるかについて学生が何ら疑問のないことが重要である。

そのため、評価プロセスの関与する関係者（特に学生）がプロセスと異なる段階について、そしてその結果が関連する委員会の正式な承認がなされる前に発表された場合には暫定的である可能性があることを了解していることが重要である。

教育機関は、学生の結果の公表または保留に関するその方針を作成する場合にはデータ保護その他の関連した法律を考慮に入れなければならない。